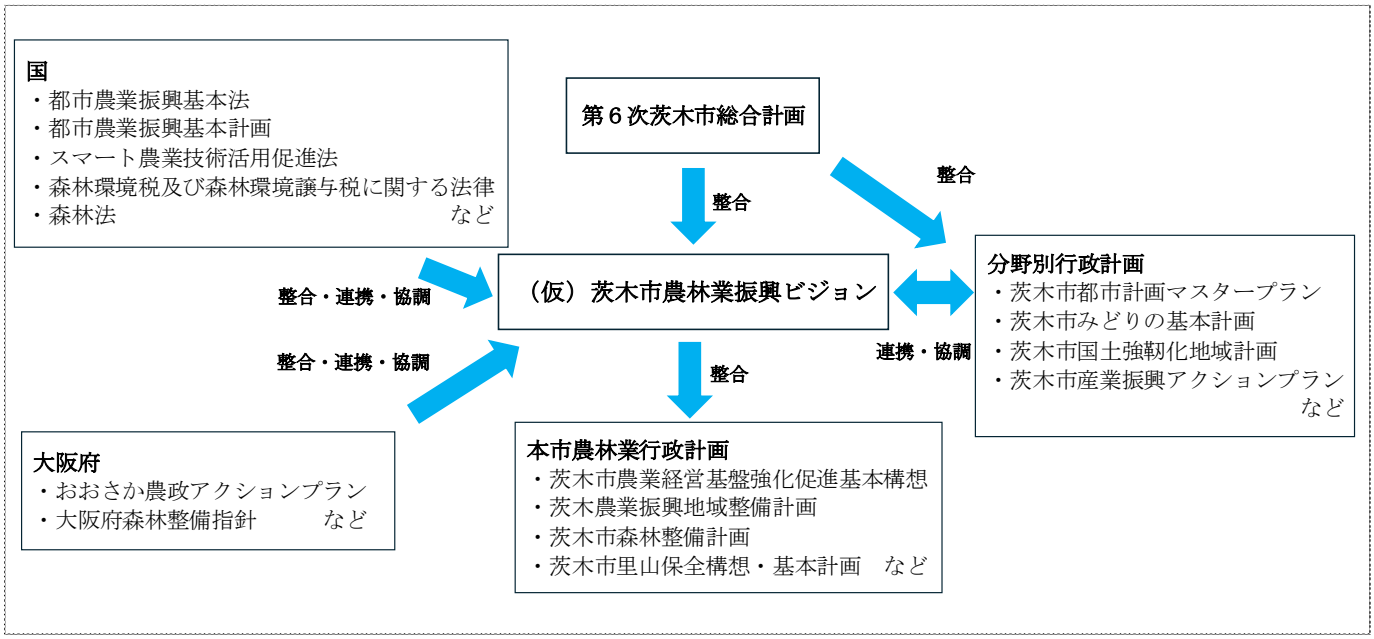
（別紙）

（仮）茨木市農林振興ビジョンの位置づけ

○国の法律や計画、国に基づく府の計画や方針、「第６次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の分野別計画等に位置付ける。
○他の部門の分野別行政計画とも連携・協調を図りながら施策を推進する。
○都市農業振興基本法や国が定めた都市農業振興基本計画の趣旨を踏まえ、都市農業の振興に関する計画（地方計画）に位置付ける。



※茨木市総合計画（第６次）では農林業施策の方向性について、以下のとおり示されている。
都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や森林整備を促進するとともに、企業等も含めた新たな担い手の確保・育成や地域ぐるみでの営農や里山保全の維持・発展を図る。取組みとして、就農者育成施設「あぐりば」で新規就農者を育成するとともに、「地域農家制度」を活用した多様な担い手の確保に努める。また、生産基盤や生活環境基盤を整備し、特産品等の栽培や６次産業化の取組、災害リスクの低減にもつながる森林整備を支援する。市民と農業者が交流できる機会の創出を図る。